

いう義務規定である（同則第18条）。

問題 22 正解 (4)

解説

- (1) 労働安全衛生法施行令第6条第1号により作業主任者の選任が必要。
- (2) 同令第6条第5号の2により作業主任者の選任が必要。
- (3) 同令第6条第19号により作業主任者の選任が必要。
- (4) 同令第6条により選任対象業務から除かれる。
- (5) 同令第6条第18号により作業主任者の選任が必要。

問題 23 正解 (3)

解説

- (1) 試験研究のために行う作業は作業主任者の選任対象からは除かれる（労働安全衛生法施行令第6条第18号かっこ書）。
- (2) 放射線業務に係る作業のうち、医療用または波高値による定格管電圧が1,000キロボルト以上のエックス線装置を使用する作業は、作業主任者の選任対象からは除かれる（同令第6条第5号かっこ書）。
- (3) 同令第6条第1号かっこ書により作業主任者を必要とするので、正解となる。
- (4) 内容積が「5立方メートル以上」ではなく、「1立方メートル以上」の加熱乾燥の作業に従事する場合に作業主任者の選任が必要となる（同令第6条第8号イ）。
- (5) 遠隔操作によって行う隔離室における作業は作業主任者の選任対象からは除かれる（同令第6条第19号かっこ書）。

問題 24 正解 (1)

解説

- (1) 安全委員会の調査審議事項であって、衛生委員会の調査審議事項ではない（法第17条第1項第1号）ので、正解となる。